

令和8年度 障がい者スポーツ団体活動支援助成金交付規程

公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会

1 目的

本規程は、道内で障がい者スポーツ活動を行う障がい者スポーツ団体を支援し、道内の障がい者スポーツ活動の活性化と障がい者スポーツのさらなる定着を図るための助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 助成対象事業

道内の障がい者スポーツ団体が行う障がい者スポーツ活動の活性化と障がい者スポーツのさらなる定着を目指す次の事業とする。

- (1) 障がい者スポーツの講習会、体験会、強化合宿、遠征
- (2) 2団体以上で連携した普及啓発イベント など

3 助成対象団体

- (1) 道内に住所又は活動の本拠を有し、道内で障がい者スポーツ活動を1年以上(※)継続して実施している5名以上で構成される団体とする。

(※ 基準日：令和8年4月1日現在)

- (2) 次の団体については対象としない。

- ① 地方公共団体及びこれに準ずる団体
- ② 営利や政治、宗教を目的としている団体
- ③ 構成員に暴力団関係者又は暴力団関係者と関係する者がいる団体
- ④ 定められた期限内に所轄庁へ事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人

4 助成件数及び限度額

助成件数は10団体程度とし、助成金額は一件につき10万円を限度とする。

5 助成対象経費

助成対象経費は、上記2に掲げる事業のうち、障がい者スポーツ活動及び障がい者スポーツの普及啓発活動に要する経費とする。ただし、次の経費は除く。

- (1) 人件費(講師等の謝金は助成対象経費)
- (2) 備品購入費
- (3) 管理費(事務所借上料等団体の運営、管理に係る経費)
- (4) 食糧費

6 対象期間

本事業の対象期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

7 助成申請方法

助成金を受けようとする団体は、「助成申請書」、「事業予算書」を提出する。なお、法人格を有する場合は、次の書類を添付すること。

- (1) 団体の定款、規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書

8 申請期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月26日（金）までとする。

※申請の受付期間は必着とし、それ以外の申請は無効とする。

9 選考方法等

申請書の内容を厳正に審査のうえ、助成先及び助成金額を決定する。

なお、選考結果については、決定後直ちに申請者（代表者）に文書で通知する。

10 事業の実績報告

助成を受けた団体は、助成事業終了後1ヶ月以内に、次の書類を添えて「事業実績報告書」を提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業の活動内容がわかる資料
開催要綱やプログラム等の印刷物など
- (2) 助成対象事業の実施状況の写真（3枚以上）
写真は、協会ホームページや機関誌等で紹介する場合があるので、掲載不可の場合は、その旨を表示すること。
- (3) 助成対象経費に係る領収書等の写し

11 助成金の交付

提出された事業実績報告書の内容を審査のうえ、助成金額を確定し、交付する。

12 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 申請、報告内容に虚偽があることが判明したとき

- (2) 助成金を、対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき
- (3) 事業実績報告書を提出しなかったとき
- (4) 助成事業を中止したとき
- (5) 助成申請書提出時の計画から大幅に変更になるとき

13 その他

助成を受けた団体は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え整理し、事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

また、協会がこれらの帳簿及び領収書等の証拠書類の提出を求めた場合は、これに協力しなければならない。